

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

令和4年1月24日  
近畿地方整備局長  
東川 直正

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本件は、公共事業の透明性、客観性、競争性をより一層確保するため、継続的に工事及び業務実績並びに技術者等の情報提供を受けるものである。

工事及び業務実績並びに技術者等のデータは、入札・契約手続き時における重要な情報であるため、網羅的に収集され、かつ速やかに提供される必要がある。

このことから、本件の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

### 2. 概要

- (1) 件名 工事及び測量調査設計業務実績情報提供業務
- (2) 内容 ①コリンズ情報提供  
②テクリス情報提供  
③平準化データの提供
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日
- (4) 履行場所 大阪府大阪府中央区大手前1-5-44  
大阪合同庁舎第1号館 近畿地方整備局

### 3. 目的

本件は、公共事業における入札契約手続きのより一層の透明性・客観性を確保し、建設工事やコンサルタント業務等の入札契約手続きの適切な執行を図るために活用する受注業者の工事・業務実績、技術者データ等の情報提供を受けることを目的とする。

### 4. 応募要件

- 1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
  - ② 競争参加資格（全省庁統一資格）

平成 31・32・33 年度又は令和 1・2・3 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 2 年 3 月 31 日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。

また、令和 4 年 4 月 1 日時点において、令和 4・5・6 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
  - ③ 参加意思確認書の提出期限の日から開札日までの期間に近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
  - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 2) 技術力に関する要件

公共事業における以下（ア）及び（イ）の実績情報を収集し、提供を適確に行えること。

    - （ア）国、都道府県、政令指定都市が発注した工事实績情報（250 万件以上）
    - （イ）国、都道府県、政令指定都市が発注した業務実績情報（100 万件以上）
  - 3) 中立性・公平性に関する要件

工事および業務の実績情報の取扱いに関する中立・公平性を保つための規定が社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。
  - 4) 守秘性に関する要件
    - ・ 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則等に明記していること。
    - ・ 守秘義務に関する講習会・研修等を定期的実施していること。
  - 5) 執行体制に関する要件

週 1 回の情報提供時期に技術者を確保し、4 月 1 日から情報提供を行える体制を確保すること。情報提供時期は、毎週金曜日 0 時から 12 時まで（ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日及びその他やむを得ない事情による場合を除く）とする。
  - 6) 実績に関する要件

下記に示される同種又は類似の実績について、平成 24 年度以降に完了した案件（令和 3 年度完了予定も対象に含む。）（再委託による実績は含まない）において、1 件以上の実績を有していなければならない。

    - ① 同種案件：公共事業における工事及び業務の受注実績データ等の情報提供に関する業務
    - ② 類似案件：公共事業における建設関連データベース等の情報提供に関する業務

## 5. 手続等

### (1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第二係

電話 06-6942-1141 E-mail kkr-ekimu-20@gxb.mlit.go.jp

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和4年1月24日から令和4年2月2日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで（ただし最終日は12時00分まで）（電子メールによる、説明書交付申請書（別紙）の提出期限は交付期間最終日の12時00分まで）。(1)に同じ。

電子メールにて交付を行う。

電子メールに説明書交付申請書（別紙）を添付し提出すること（着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「調達案件の名称」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合は、書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は(1)に問い合わせること。

### (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和4年2月2日12時00分 (1)に同じ。持参、または郵送（書留郵便等記録が残るもの）とする。

## 6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出期限：令和4年3月4日12時00分

(4) 本件は、令和4年4月1日から履行を開始するものとする。

本件にかかる年度開始前の見積り徴取時は、契約相手方の決定を保留としたうえで、契約の予定者を決定するものであり、契約相手方の決定及び契約締結は令和4年4月1日とする。

なお、本件は、令和4年度予算が成立し、支出負担行為計画示達が行なわれることを条件とした見積徴取であり、当該案件にかかる令和4年度の予算が成立し支出負担行為計画示達日が4月2日以降となった場合は、契約の相手方の決定及び契約締結は支出負担行為計画示達日とする。

また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

(5) 詳細は説明書による。

説明書交付申請書（兼：受領書）

支出負担行為担当官近畿地方整備局  
東川 直正 宛

下記件名の説明書を交付願います。

**※資料の交付を申請する場合は、本紙を<kkk-ekimu-20@gxb.mlit.go.jp>までメールで送付してください。**

件 名： \_\_\_\_\_

会 社 名： \_\_\_\_\_

担当者氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

メールアドレス： \_\_\_\_\_

※メールにて交付資料を受領されましたら、  
「その旨メールをご返信いただくか」または  
「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受領年月日 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日